

【別紙 14】安全衛生管理業務の要求水準

1 本業務の基本方針

安全衛生管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、安全衛生管理及び安全活動を推進すること。
- (2) 災害原因である危険を排除することに努め、排除できない危険については保護具等で危険ゼロを確保し、作業手順を全員が遵守してミスやエラーを予防すること。
- (3) 災害や事故、機器故障の発生など緊急時における一次対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、危機管理マニュアルに基づき、初期対応、連絡、原因調査、修繕依頼、支援依頼、復旧対応などを行うこと。
- (4) 定期的に非常時対応訓練を委託者と連携して実施するとともに、災害や事故発生時等において速やかに対応できる体制を構築すること。

2 本業務の要求水準

2.1 労働災害防止のための危害防止基準の確立

- (1) 本委託の実施に必要な安全衛生器具等の確保、適切な使用、点検を実施すること。
- (2) 従業者に対する定期及び臨時の健康診断は、受託者の費用において実施する。また、委託者が求める場合は、健康診断の記録を委託者に提出すること。
- (3) 水処理及び汚泥処理に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて補修、清掃等を実施すること。
- (4) 委託者が行う下水道施設の見学者対応の補助として、本件施設の説明や、施設内の誘導を行うこと。

2.2 苦情に対する一次対応

- (1) 常に適切な運転管理等を行うことにより、周辺住民等の信頼及び理解並びに協力を得ること。
- (2) 周辺住民等から苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに速やかに委託者又は委託者が指定する者に報告すること。

2.3 臨時作業への協力

- (1) 受託者は、委託者又は委託者が指示する者が、本件施設において次の各号に掲げる作業を行う場合、工程等を十分調整し、その作業が円滑に行われるよう協力しなければならない。

ア 本件施設の土木建築施設の新設及び改築

イ 本件施設の機械設備及び電気設備の新設及び改築

ウ 本件施設の敷地内の場内整備

エ 委託者が行う修繕工事等

- (2) 前号のほか、委託者又は委託者が指示する者が行う作業に協力しなければならない。
なお、当該作業が予定されている場合、委託者は事前に受託者に通知する。

2.4 安全衛生管理業務の報告

月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

2.5 見学者への対応

委託者が行う下水道施設の見学者対応について協力すること。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 年間想定件数 | 30 件／年 |
| (2) 対象施設 | 内浜処理場 |
| (3) 見学補助要員基準人数 | 2～4 人／日 |

【別紙 15】緊急時・災害時対応業務の要求水準

1 本業務の基本方針

緊急時・災害時対応業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 想定できるリスク項目別に、対応方法を検討すること。
- (2) 重要機器の故障や停電時等の緊急時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- (3) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- (4) 緊急時・災害時を想定した対策訓練を定期的に行うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 緊急時及び災害時における対応を定めたマニュアルの作成と体制の構築

- (1) 非常時対応のため緊急時・災害時対応マニュアル（以下、本規定において単に「マニュアル」という。）を作成し、委託者の承諾を得ること。
- (2) マニュアルにより、緊急時及び災害時等の緊急時の対応内容を明確にすること。
- (3) 緊急及び災害等により故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるよう、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること。また、故障等により本件施設の一部に機能停止が発生した場合においても、早急に復旧できる体制を確保すること。
- (4) 緊急及び災害等の緊急時には、作成したマニュアルに従い対応すること。
- (5) 対応後は報告書を作成し、委託者に報告すること。
- (6) 緊急時・災害時に発生する業務費用については、委託者と受託者との間で必要な契約手続を経たうえで、別途契約を締結する。
- (7) 受託者は、マニュアルを作成したうえで、委託者が年1回実施する BCP 訓練に共同参加するとともに、マニュアルの実行性及び有効性を確認すること。

2.2 緊急時・災害時の広報業務支援

受託者は、委託者が緊急時・災害時等に下水道利用者に働きかける広報活動を支援すること。

2.3 その他緊急時・災害時対応を必要とする際の委託者への協力

受託者は、委託者が緊急時・災害時において対応を必要とする際には、誠実に協力すること。

【別紙 16】セルフモニタリング業務の要求水準

1 本業務の基本方針

- (1) 受託者は、自らが行う運転管理業務及び保全管理業務などの実施状況の日常的な監視結果に分析を加え、継続的な業務改善を進めるため、セルフモニタリングを行うこと。
- (2) 受託者は、提案に基づいたセルフモニタリング計画書を作成すること。なお、セルフモニタリング計画書に記載する事項の詳細については、委託者と受託者の協議の上決定する。
- (3) 受託者は、セルフモニタリング計画書に基づき、提案書類に記載した実施項目等が的確に実施されているかをセルフモニタリングすること。
- (4) 委託者が必要と認めた場合は、受託者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できる。
- (5) 受託者は、セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング報告書を委託者に提出すること。
- (6) 委託者が実施するモニタリングに関して、受託者は運転データ等の開示を含め、協力すること。

2 本業務の要求水準

2.1 セルフモニタリング計画書の作成

受託者が作成するセルフモニタリング計画書は、次の各号に示す内容で構成すること。

- (1) モニタリングの体制
- (2) モニタリングの対象業務
- (3) モニタリングの実施手順
- (4) モニタリングの時期
- (5) モニタリングの実施内容
- (6) モニタリングの様式

2.2 セルフモニタリングの実施

本委託で実施するセルフモニタリングは、次の各号に示す確認を行うこと。詳細は、委託者と協議により決定する。

- (1) 書類による確認
- (2) 会議体における確認
年間想定回数：12回／年 参加基準人数：5人／回
- (3) 現地における確認
年間想定回数：1回／年 参加基準人数：3人／回

2.3 セルフモニタリング報告書の作成

受託者は、各業務の履行に際して、提出書類又は成果物若しくは工事目的物が要求水準を満たしているかセルフモニタリングを行い、契約書等に示す書類を提出時期までに提出し、委託者の確認を受けるものとする。なお、セルフモニタリングの結果は、セルフモニタリング報告書としてとりまとめ、月報と一緒に提出すること。

【別紙 17】保守点検業務の要求水準

1 本業務の基本方針

保守点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の各種設備及び機器等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種設備及び機器の耐用年数を延長するため、日常及び定期的に保守点検を行うこと。
- (2) 各種設備及び機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し本業務に当たること。
- (3) 各種設備及び機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、塗装、清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うこと。
- (4) 点検内容及び頻度を変更するとき、又は定めのない機器の点検等をするときは、委託者と協議の上行うこと。
- (5) 関連法令、完成図書、取扱説明書、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って、振動等の測定、消耗部品等の交換及び機器の清掃等を含めた保守点検業務を実施すること。
- (6) 本業務により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。
- (7) 本業務に必要な機器の取扱説明書、本件施設の図面等を常に整理すること。
- (8) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行うこと。
- (9) 本業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うこと。
- (10) 本業務の作業時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

2 本業務の要求水準

2.1 日常点検

- (1) 各種機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感及び計器等による点検、調整及び記録を行うこと。
- (2) 設備機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知の上、受託者が自らの経験等により日常点検等の保守点検頻度を定め、業務を実施すること。

2.2 定期点検（1 か月、3 か月、6 か月、1 年）

- (1) 定期点検は、閲覧資料に示す「操作・点検要領書」の内容を参考として、より適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告すること。
- (2) 設備機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知の上、受託者が自らの経験等により定期点検及び年次点検等の保守点検頻度を定め、業務を実施すること。

- (3) 前二号に規定するほか、委託者が指定する保守点検及び整備の項目について【別紙 30】に示す。これらは再委託も可とするが、点検周期、点検内容は、閲覧資料に示す各種仕様書に準じて実施すること。
- (4) 受託者が行う日常点検及び定期点検は、本件施設並びに各種機器等の性能及び機能を保証するものとし、委託期間終了時に業務範囲におけるすべての施設、設備機器が通常の運転を行うことができる機能を有し、経年劣化を除く著しい損傷がない状態で引渡しが行える状態とする。ただし、維持管理に不備がない場合（劣化等による故障等）や時間計画保全及び状態監視保全の対象となる設備、ストックマネジメント計画で位置づけた目標耐用年数を調査する設備については対象外とする。

2.3 スtockマネジメント実施に基づく調査業務

- (1) 国土交通省が定める「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」及び「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015 年版」等に基づき、委託者が作成したストックマネジメント計画により状態監視保全に位置付けられた設備機器等について、計画を作成したうえで調査を実施すること。
- (2) 保守点検業務において実施する電流値、汚水・汚泥流量及び振動等の測定結果の経年変化、調査業務で得られた摩耗等の調査結果については、委託者のストックマネジメント計画に反映させ、対象機器の健全度判定及び改築計画等に用いるものとする。
- (3) 受託者は、委託者が別途点検・調査を実施する場合は、常に協力する体制を構築すること。

2.4 臨時点検

受託者は、故障警報・異常、非常事態発生時等には、異常の状況を確認し、臨時点検を実施すること。

2.5 本業務の報告

本業務の結果は、委託者が指定する内容について記録し、月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

なお、保守点検により処理場及びポンプ場等の施設運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに委託者に連絡すること。ただし、緊急を要する事態にあっては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告を行うこと。

また、保守点検の結果については、設備情報管理システムへデータ入力を行うこと。

【別紙 18】巡回点検業務の要求水準

1 本業務の基本方針

巡回点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の巡視を行い、各種設備及び機器の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めること。
- (2) 本件施設の運転に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。ただし、緊急を要する場合にあっては、応急的な措置を講じ、その後、速やかに委託者へ報告し対応を協議すること。

2 本業務の要求水準

本業務は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施する。

- (1) 対象施設は、【別紙 3】（業務範囲）に示すとおりとする。
- (2) 本業務の頻度は、受託者の提案に基づくものとし、より適切な周期により点検及び記録を行い、委託者に報告すること。
- (3) 本業務により、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。また、本件施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。
- (4) 本業務の内容は、次のとおりとする。
 - ア 業務の履行に必要とする関連法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたること。
 - イ 点検記録簿により各設備機器類の外観目視点検操作及び動作確認、指示計器の確認、試運転及び機器周辺の清掃等を実施すること。
 - ウ 対象機器は、施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。
 - エ 委託者が別途定めるものを除き、一定の点検要領及び規準を定めて実施すること。
 - オ 異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し適切な措置を講ずること。
- (5) 本業務の報告

本業務の結果は、点検記録簿等に記録し、月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

【別紙 19】法定点検業務の要求水準

1 本業務の基本方針

法定点検業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 法定点検に必要な関連法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。
- (2) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- (3) 受託者が行う法定点検は、受託者の責任において実施するものとし、事前に書面による委託者の承認を受けた場合には、専門業者に再委託できるものとする。
- (4) 法定点検実施後は、点検結果報告書を提出し、委託者が指定した検査員による完了検査を受けること。なお、監督官庁等に点検結果報告書の提出が必要なものについては、受託者の費用負担により提出しなければならない。

2 本業務の要求水準

2.1 地下タンク

消防法第 14 条 3 の 2、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2、5 の 3 に基づく、地下タンク及び埋設配管の点検を行うこと。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象施設

設置場所	中央ポンプ場	皆生処理場
仕 様	型式：鋼板製横置円筒型 容量：30kL 油種：A 重油 付属埋設配管：吸引管 通気管 戻り管 液面指示計：検尺棒	型式：鋼板製横置円筒型 容量：30kL 油種：A 重油 付属埋設配管：吸引管 通気管 戻り管 液面指示計：検尺棒、液面指示計発信部、液面指示計受信部

2.2 消防設備及び防災管理法定点検

消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防設備等の法定点検、及び消防法第 36 条に基づく防災管理定期点検を行うこと。消防設備等に関する対象設備は次ページのとおりであり、設備の位置図及び点検内容等の詳細は閲覧資料にて示す。

また、次ページの対象設備に加え、消防法によって点検の必要な非常用自家発電設備についても定期点検を行うこと。

■対象設備

防火対象物	名 称	中央ポンプ場	内浜処理場 (本館)	内浜処理場 (汚泥棟)	皆生処理場	淀江浄化 センター	青木 ポンプ場	祇園 ポンプ場	上福原 ポンプ場	西福原 ポンプ場	大谷 ポンプ場	新加茂 ポンプ場	富益 ポンプ場
	構 造	2FB1F	2FB2F	2FB2F	2FB2F	3FB1F	2FB1F	1FB1F	1FB1F	1FB2F	1FB1F	1FB1F	1FB1F
	規 模 (㎡)	4946	5867	1864	15962	2078	1549	220	256	701	473	455	1023
消火器設備	10型	20	26	25	48	15	9	5	6	8	5	5	6
	20型		2										
	50型		1	3			1						
	移動式	33kg1基											
	外形表示	第3種粉末											
誘導灯設備	小型 (10W)	3	23	37	42	11		3	3	4	1		
	中型 (20W)		5		12								
	大型 (40W)				4								
自動火災 報知設備	形式	受第9-117	受第47-15	受第47-15-5	受第50-6	受第9-117							
	受信機	P型1級	P型1級	P型1級	P型1級	P型1級							
	警戒区域表示	8/10	16/30	9/10	42/80	2/5							
	熱感知器	73	73	63	57	26							
	煙感知器	11	42	26	156	2							
	地区音響装置	4	10	7	28	2							
	発信機	4	10	6	24	1							
消火栓設備	ポンプ	5.5kW	11kW	7.5kW	11kW								
	総合盤	4基	10基	5基	10基								
防火戸排煙 制御設備	受信機(回路数)				5/5								
	設備用感知器			2	5								
	防火戸				4								
	防火シャッター			2	1								
	ダンパー				11								
非常警報設備	形式				FS-761								
	回路数				6/18								
ハロゲン化物 消化設備	制御盤の形式				TMS1-2BS								
	直流電源装置				EHS1-24-5L								
	ポンペ				50kg×11本								

2.3 天井クレーン

労働安全衛生法及び同法に基づくクレーン等安全規則による天井クレーン設備の定期自主点検（年次点検及び月次点検）を実施すること。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。また、性能検査の受検が必要なクレーンについては受検すること。その際の検査料金についても受託者負担とする。

■対象設備

No.	設置場所	台数	種類及び型式	吊り上げ荷重	構造	仕様	備考	定期自主検査
1	内浜処理場（水処理：脱臭装置用）	テルハ×1台	テルハ	1.5 t		電動機	巻上用 定格出力：1.2kW	年次点検
2	内浜処理場（水処理：沈砂機用）	テルハ×1台	テルハ	2.8 t	造程：8m	電動機	巻上用 定格出力：3.5kW	年次点検・月次点検
3	内浜処理場（排水棟：薬品フィード室）	テルハ×1台	テルハ	1.0 t	造程：7.2m	電動機	巻上用 定格出力：1.8kW 横行用 定格出力：0.2kW	年次点検・月次点検
4	内浜処理場（排水棟内：脱水機室）	ホイスト式 天井クレーン×1台	普通型天井クレーン	1.0 t	スパン：12.6m クレーンガード長：12.98m 造程：6.052m	電動機	巻上用 定格出力：11kW 横行用 定格出力：2×1kW 走行用 定格出力：2×1.8kW	安全装置の種類：過巻防止装置 ブレーキの種類：電磁ブレーキ 年次点検・月次点検
5	内浜処理場（排水棟外：前処理設備）	テルハ×1台	テルハ	0.5 t	造程：5m	電動機	巻上用 定格出力：0.2kW	年次点検・月次点検
6	内浜処理場（排水棟外：脱砂装置）	テルハ×1台	テルハ	1.0 t	造程：7.5m	電動機	巻上用 定格出力：1.7kW 横行用 定格出力：0.4kW	年次点検
7	皆生処理場（沈砂池）	テルハ×1台	テルハ	2.8 t	造程：6.5m	電動機	巻上用 定格出力：3.5kW 横行用 定格出力：0.4kW	年次点検・月次点検
8	中央ポンプ場（汚水ポンプ室）	クラブトロリ式 天井クレーン×1台	普通型天井クレーン	2.0 t	スパン：10.36m クレーンガード長：10.87m 造程：16.0m	電動機	巻上用 定格出力：7.5kW	安全装置の種類：過巻防止装置 ブレーキの種類：電磁ブレーキ、 電磁ブレーキ 年次点検・月次点検
9	祇園ポンプ場（搬出入室）	テルハ×1台	テルハ	1.0 t	造程：12m	電動機	巻上用 定格出力：2.3kW 横行用 定格出力：0.36kW	年次点検
10	大谷ポンプ場（搬出入室）	テルハ×1台	テルハ	2.0 t	造程：12m	電動機	巻上用 定格出力：3.5kW 横行用 定格出力：0.18kW	年次点検
11	新加茂ポンプ場（搬出入室）	テルハ×1台	テルハ	1.0 t	造程：13m	電動機	巻上用 定格出力：2.3kW 横行用 定格出力：0.18kW	年次点検
12	青木ポンプ場（屋外搬入）	ポスト形ジブ クレーン×1台	ジブクレーン	1.0 t	アーム高さ：4.0m アーム長さ：4.0m 造程：8.0m	電動機	巻上用 定格出力：0.9kW	年次点検
13	青木ポンプ場（発電機室）	テルハ×1台	テルハ	2.0 t	造程：4m	電動機	巻上用 定格出力：1.2kW	令和7年7月現在停止中のため点検は行っていない
14	上福原ポンプ場（搬出入室）	テルハ×1台	テルハ	1.0 t	造程：12m	電動機	巻上用 定格出力：2.3kW 横行用 定格出力：0.36kW	年次点検
15	西福原ポンプ場（1F）	テルハ×1台	テルハ	2.8 t	造程：13m	電動機	巻上用 定格出力：3.4kW	年次点検
16	西福原ポンプ場（B1F）	テルハ×1台	テルハ	1.5 t	造程：12.5m	電動機	巻上用 定格出力：1.7kW	年次点検

2.4 脱水設備

労働安全衛生規則第 141 条に則した内容の点検を行うこと。対象施設は以下のとおりとする。なお、点検内容の詳細は閲覧資料を参照のこと。

■対象設備

設置場所	内浜処理場	
台 数	No. 1：遠心脱水機（直胴圧搾式）	No. 2：遠心脱水機
仕 様	形 式：高効率遠心脱水機 型 式：N A S 4100 処理量：20m ³ /時	形 式：低動力型高効率遠心脱水機 型 式：S D—300D P S H 処理量：20m ³ /時

2.5 温水ボイラー

温水ボイラーの総合点検及び通常点検を実施すること。対象設備は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象機器

設置場所	内浜処理場
台 数	温水ボイラー× 1 基
仕 様	型式：真空式温水ボイラー 形式：V E C 40 Y G 能力：400,000kcal/h 温度：温水入口 64℃ 温水出口 80℃

2.6 硫化水素濃度計

硫化水素濃度計の年次点検を実施すること。対象機器は以下のとおりであり、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

■対象機器

処理場	形 式	個 数
内浜処理場	G O M H— 3 A	1
	X S 2 2 0 0	1
	H S— 0 3	1
皆生処理場	X P - 3 0 2 M - P 3	1
淀江浄化センター	X S 2 2 0 0	1
中央ポンプ場	G O M H— 3 A	1

2.7 空気呼吸器

下記施設にある空気呼吸器の点検を隔年で実施すること。また、点検内容の詳細は閲覧資料にて示す。

内浜処理場：1 台 皆生処理場：1 台

2.8 受水槽等

水道法施行規則第 55 条に則した内容の点検、清掃を行うこと。また、簡易専用水道定期検査を受検すること。その際の検査手数料についても受託者負担とする。

■設置設備

設置場所	皆生処理場 管理棟地下 2 階	皆生処理場 管理棟屋上
台 数	受水槽×1 基	高架水槽×1 基
仕 様	FRP 製 24.0m ³	FRP 製 6.0m ³

2.9 空調機

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく「定期点検」を実施するものとする。

機器名称	型式	台数	使用冷媒	圧縮機出力	設置場所
空調機 1（会議室）	PVH-J200D 三菱重工製	1	R22	16.5 kW	管理棟 1F
空調機 2（水質検査室）	PFAV-P800M-A 三菱重工製	1	R410C	20.5 kW	管理棟 1F

2.10 その他

上記以外の設備に係る法定点検等については、【別紙 30】に示す項目のほか、閲覧資料に示す仕様書を参照のこと。

【別紙 20】修繕業務の要求水準

1 本業務の基本方針

修繕業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本件施設の機能が正常に発揮できるよう、必要に応じ適切に土木建築施設、設備及び機器等に係る修繕工事（修理、交換、分解整備及び調達等をいう。）を行うこと。
- (2) 修繕に用いる部品等は、仕様変更による性能低下とならないようにすること。
- (3) 修繕業務を行う場合は、修繕が必要である機器等の現況及びその理由を記録し、見積を徴収したうえで自らの判断により実施すること。また、実施後は、修繕に係る金額、修繕対応の記録を残し、委託者に報告すること。加えて、委託者が求める場合には修繕に係る金額の内訳明細を速やかに開示すること。
- (4) 委託者より修繕の実施に関する指示があった場合は、委託者と受託者とで修繕指示に関する内容及び箇所等の確認を行ったうえで、誠意を持って対応すること。
- (5) 受託者により修繕を行うことが不可能であり、委託者による修繕工事が必要となる場合は、速やかに委託者へ報告し協議すること。
- (6) 本業務は、当該業務に関する業種について、建設業等の許可を得ている業者が実施すること。

2 本業務の要求水準

2.1 修繕計画の作成

修繕計画は、次の事項に留意して作成すること。なお、修繕工事は、本計画に基づき委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 自ら実施する保守点検業務等に基づき、劣化や性能低下がみられる設備機器等について、予防保全を目的とする計画を立案すること。
- (2) 計画修繕は、委託者のストックマネジメント計画により改築（更新又は長寿命化対策）に該当する設備機器等を除き、委託者が設定する目標耐用年数期間において、その機能を維持するために実施すること。
- (3) 受託者は、委託者と十分協議を行い、実施内容、実施時期、必要金額（必要に応じて概算見積りの提出）及び再委託等の有無等をまとめた計画を作成し、委託者の確認を受けること。
- (4) 保守点検、計画修繕、突発修繕の進捗管理を適切に行うこと。

2.2 計画修繕

計画修繕は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 状態監視保全又は異常・故障の兆候がある設備等について、計画的に修繕を行うとともに、稼働時間や点検・調査結果に基づいて修繕を行うこと。
- (2) 設備機器等の錆、腐食等による塗膜剥離、錆を防止するために、補修塗装を実施すること。
- (3) 修繕に使用する材料及び部品は、受託者の責任において調達すること。

2.3 突発修繕

突発修繕は、次の事項に留意して本件事象が発生した場合の対応方法等の計画を作成し、委託者と受託者との間で必要に応じて協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 処理場及びポンプ場等の機能が正常に発揮・維持できるよう、本件施設の設備機器等の故障、不良又は破損等が生じた場合は修繕を実施し、その機能の回復を図ること。
ただし、機器等の原型を変更する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。
- (2) 本件施設等において、設備機器等の更新の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、更新が必要である設備機器等の現況及びその理由を速やかに書面により報告すること。
- (3) 修繕終了時に履歴を整理し、写真等を添付した修繕実施報告書を委託者に提出すること。
- (4) 委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。
- (5) 修繕に使用する材料及び部品は、受託者の責任において調達すること。

2.4 修繕業務の報告

本業務の実施後は、施工写真、交換部品及び修繕内容等の的確性を説明できるデータの収集及び整理を行い、当該実施内容を記載した修繕実施報告書を提出すること。

また、修繕対応に係る経緯については、設備情報管理システムへデータ入力を行うこと。

【別紙 21】水質試験業務の要求水準

1 本業務の基本方針

水質試験業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令、試験方法、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要なときは、自主的に水質試験等を行い、適切な運転操作に反映させること。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 各試験により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に保管、管理し、処分すること。
- (6) 各試験に使用する薬品類は、受託者の負担により購入し、受託者の責において管理を行うこと。なお、薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等により厳重に管理し、盗難及び紛失等の防止を図ること。
- (7) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (8) 各試験の結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 通常試験、反応槽試験及び通日試験

- (1) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (2) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (3) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (4) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (5) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (6) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。ただし、委託者の許可を得た場合に限り、公開を可能とする。
- (7) 各処理場において次表に示す項目の通常試験、反応槽試験及び通日試験を行うこと。

ア 内浜処理場

■通常試験

採水箇所 測定項目	沈砂入口	初沈入口	初沈出口	標準処理	高度処理	塩混出口	終沈出口 2.3.4系
水温、pH (※)	1回/日					1回/日	
水温、pH	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	
透視度						1回/日	1回/日
BOD	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	
COD						2回/月	
SS	2回/月	1回/月	1回/月			2回/月	
C1 ⁻	1回/月						
大腸菌数						2回/月	
残留塩素						1回/日	
総窒素、全りん	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2回/月	
バックテスト (P04-P、NH4-N、NO3-N)							1回/週

■反応槽試験

採水箇所 測定項目	2系 反応槽	3系 反応槽	4系 反応槽	2・3・4系 返送
水温、pH (※)	1回/日	1回/日	1回/日	
SV	1回/日	1回/日	1回/日	
MLDO (※)	1回/日	1回/日	1回/日	
MLSS (※)	1回/日	1回/日	1回/日	
水温、pH	2回/月	2回/月	2回/月	
MLDO	2回/月	2回/月	2回/月	
MLSS	2回/月	2回/月	2回/月	2回/月

(※) 現場定置の測定器または、現場に設置しているポータブル計にて計測する。

■通日試験 (1回/年)

採水箇所 測定項目	初沈入口	塩混入口
BOD、SS	12検体 (2時間間隔)	
BOD、SS、総窒素、全りん	※混合検体	※混合検体

※ 2時間間隔で採水し、流量比例混合したものを検体とする。初沈入口については、流水中の重金属類及び揮発性有機化合物についての測定試料にも供する。

イ 皆生処理場

■通常試験

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	初沈出口	塩混出口
水温、pH (※)	1 回/日		1 回/日
水温、pH	2 回/月	1 回/月	2 回/月
透視度			1 回/日
BOD	2 回/月	1 回/月	2 回/月
COD			2 回/月
SS	2 回/月	1 回/月	2 回/月
C1 ⁻	1 回/月		
大腸菌数			2 回/月
残留塩素			1 回/日
総窒素、全りん	2 回/月		2 回/月
パックステスト (COD)			1 回/週

■反応槽試験

測定項目 \ 採水箇所	1・2 系反応槽	1・2 系返送
	(D 点)	
水温、pH (※)	1 回/日	
SV	1 回/日	
MLDO (※)	1 回/日	
MLSS (※)	1 回/日	
水温、pH	2 回/月	
MLDO	2 回/月	
MLSS	2 回/月	2 回/月

(※) 現場定置の測定器または、現場に設置しているポータブル計にて計測する。

■通日試験 (1 回/年)

測定項目 \ 採水箇所	初沈入口	塩混入口
BOD、SS	12 検体 (2 時間間隔)	
BOD、SS、総窒素、全りん	※混合検体	※混合検体

※ 2 時間間隔で採水し、流量比例混合したものを検体とする。初沈入口については、流水中の重金属類及び揮発性有機化合物についての測定試料にも供する。